

学校生活のきまり（小学部）

1 登校・下校

- （１）決められた通学路を安全に歩こう。
- （２）登校・下校の時間を守ろう。

2 授業

- （１）授業に必要な用具をきちんと準備しておこう。
- （２）チャイムが鳴ったら席に着こう。

3 あいさつ・ことばづかい

- （１）あいさつをきちんとしよう。
- （２）ことばづかいに気をつけよう。

4 服装、整容

- （１）清潔な身なりを意識しよう。
- （２）ハンカチ・ちり紙を持とう。
- （３）場に応じた服装をしよう。

5 持ち物

- （１）持ち物には氏名を記入しておこう。
- （２）授業で使用する物以外は持ってこないようにしよう。
- （３）忘れ物をしないように気をつけよう。

6 生活

- （１）友達と仲良くしよう。
- （２）廊下は静かに歩こう。
- （３）学校の物や自分の物は大切に使おう。

児童会・生徒会規約

小学部児童会規約

第1条 名称

岩手県立釜石祥雲支援学校児童会（以下 児童会）といいます。

第2条 会員

小学部に在籍している全員が会員となります。

第3条 目的

友だちと仲良くし、明るい学校生活をめざします。

第4条 役員

（1）執行委員

会長1名、副会長1名を選挙で選びます。

（2）役員の任期

役員の任期は、3月から翌年2月までの1年とします。

第5条 組織

（1）総会

ア 児童会に関することを決める一番大事な会です。

イ 年に2度、活動の計画や活動の振り返りを行います。

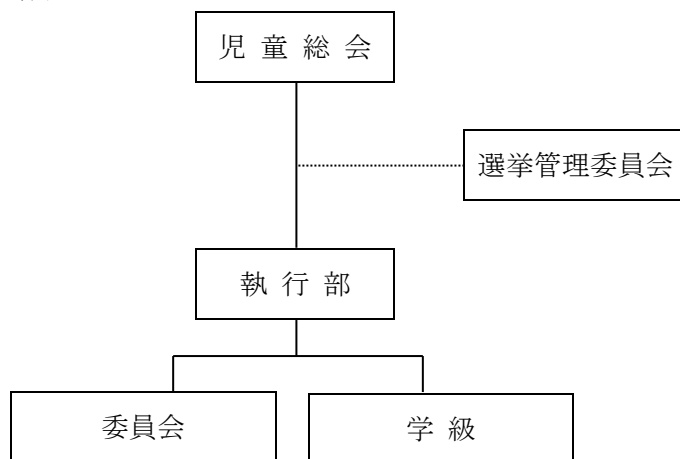
ウ 必要に応じて、大事なことを話し合って決めます。

エ 先生も話し合いに参加することができます。ただし、採決には参加できません。

（2）委員会

4年生以上の活動とし、必要に応じて新しく作ったり、人数によってなくしたりすることができます。

（3）組織図



第6条 会費

児童会費としては集金せず、必要に応じて小学部費より支出します。

第7条 改定

この規約を変えるときは、総会で話し合って決めます。

附則 この規約は平成２６年４月１日から改正する。
この規約は平成２８年３月１日から改正する。
この規約は令和７年４月２４日から改正する。

小学部児童会選挙管理規定

第1条 役員の被選挙権

原則として、選挙は2月に行います。役員には小学部3年生から5年生までの会員が立候補できます。ただし、会長に立候補できるのは小学部5年生のみとします。

第2条 選挙管理委員会

選挙管理委員は小学部6年生とします。

第3条 公示

公示は選挙の行われる14日前（土日含まず）に行います。

第4条 立候補届け出

立候補者は公示から1週間以内に届け出なければなりません。

第5条 選挙運動

- (1) ポスターは選挙管理委員会で決めた用紙を使います。
- (2) 立候補者は投票の1週間前から各教室で演説会を開き、演説することができます。

第6条 投票

- (1) 小学部全員に投票する権利があります。
- (2) 投票用紙に○印を記入し、投票します。
- (3) 指定の場所で投票し、すみやかに開票します。
- (4) 投票日前日までに当日の欠席が分かっている場合は、期日前投票を行います。

第7条 当選

- (1) 2人以上が立候補しているときは、一番得票数が多い立候補者を当選にします。1人だけ立候補しているときは、過半数の得票があったときに当選とします。
- (2) 2人以上が立候補し、得票数が同数だった場合は、再度投票をします。
- (3) 選挙管理委員会が当選者を発表します。
- (4) 校長先生が役員を認証します。

第8条 補欠選挙

- (1) 欠員が生じた場合は、選挙管理委員会を開き、補欠選挙を行います。
- (2) 選挙については、本選挙に準じて行います。

附則 この規約は令和 7年4月24日から改正する。